

母子福祉部会

【母子福祉部会とは】

都内36の母子生活支援施設と（財）東京都母子寡婦福祉協議会で構成。母子福祉の向上のために、情報交換や研修、調査、広報誌「ほほえみ」の発行を行っている。

平成21年度は「ほほえみ No.50」の発行や活動報告書として隔年発行の「東京の母子生活支援施設の現状と課題－東京の母子生活支援施設実態調査報告書－」や毎年発行している「紀要第2号」を発行した。更に、昨年度までの「広域利用推進委員会」を発展的に解消し、新たに「利用促進委員会」を発足させ、母子生活支援施設の利用促進を阻害する要因について検討を行っている。また、対外的に母子生活支援施設の問題を発信することを目的に「母子福祉研究大会」を開催した。

【提言項目1】

暴力被害・外国籍・精神的課題等抱える母子への多様な支援を充実させること

【現状と課題】

平成19年5月に東京都と部会の発案で、母子生活支援施設の利用者並びに利用者へのサービスについて調査を行った。その結果、利用者の状況が複雑・多様化し、それに伴って、施設が行う利用者サービスの質と量が増加していることが見えてきた。特に、暴力被害を受けた母と子に対する個別支援や外国籍の母子世帯に対する同行支援（通院・役所・学校等）そして、精神的課題を抱える母親への精神的安定のための相談相手等は全施設で行われている。それに伴う、相談時保育・リフレッシュ保育のほかに服薬支援・同行支援・家事援助等24時間体制で利用者支援が行われている。

【提言内容】

- (1)平成19年度の利用者実態調査を詳細に分析し、利用者のニーズを明確にしてサービスの充実を図る。
- (2)母子生活支援施設利用者の約35%が何らかの精神疾患の疑いあり、医療機関や心理職と連携した支援の充実を図る。
- (3)外国籍の世帯への支援の増加は、語学のみならず常識や習慣からコミュニケーションが必要である。起床支援から代替保育、投薬管理、見守りまで、少数職員による支援でどこまで効果的に対応できるのか検討する。

【提言項目 2】

急速にすすむ暫定定員問題への対応について

【現状と課題】

平成 17 年度の国勢調査によれば、母子世帯は約 75 万世帯ある。平成 18 年度全国母子世帯等調査では、母子以外の同居者がいる世帯を含めた母子世帯数は約 120 万と推計されている。さらに、格差社会の広がりや世界同時不況のなか、母子生活支援施設が必要であろう潜在的利用者が減少しているとは思えない。しかし、平成 20 年 9 月には、東京都内 37 施設のうち 11 施設が暫定定員になった。約 3 割である。その原因として考えられるのが、①広域入所の課題②老朽施設の課題③入所率の引き上げ④指定管理者の導入⑤原則利用期間の取り決め等の課題が影響しているものとする。

【提言内容】

- (1)母子生活支援施設の入所地域が、自区内優先のため、区市により暫定の施設もあれば、満室の区市もある。また、DV 被害者の避難場所としては広域入所が必要である。したがって、広域入所を引き続き推進する。
- (2)昭和 40 年代に改築された施設が、増改築の必要があるも公的支援交渉が進まず、現代の生活実態に見合った居室になっておらず、空き室がある状態である。したがって、増改築支援を推進する。
- (3)母子生活支援施設の暫定基準が 83%から 90%に引き上げられた。最近の利用者動向では、利用理由や利用期間の短期化等あり入退所が多く暫定定員の一因になっている。したがって、母子自立支援員等関係機関との連携をより充実する。
- (4)指定管理者制度の導入は、長期的施設運営に不安をもたらしており、他の原因と絡んで暫定定員はさらなる職員定着率を下げる原因となっている。したがって、行政に対して暫定定員問題を強く広報していく。